

平成12年度仙台教育事務所管内事務職員会11月研修会

「事務マニュアル2000」別冊

「特異な事例集」

－ 例題並びに回答 －



期 日 平成12年11月29日

場 所 蔵 王 ハ イ ツ

仙台教育事務所管内事務職員会研修部

「結婚」に関する特異な事例並びに回答

例題1) 事実婚で入籍していない場合、次の各事項はそれぞれ可能ですか？
①特別休暇の申請 ②結婚祝金等の受給 ③共済組合の被扶養者としての認定
④扶養手当の受給は？ ⑤所得税法上の控除対象配偶者としての取扱い

回答) ①特別休暇申請

「結婚する場合」とは、民法第739条による婚姻の届出に基づき結婚する場合（予定含む）であるので取得できません。

②祝金等の請求

婚姻の届出を出した場合（法律婚）のほか事実上婚姻関係と同様の事情がある場合にも「結婚したとき」として取り扱うので、請求可能です。

その場合、所属長又は仲人の証明書等事実を確認できる書類の添付が必要と考えます。

③被扶養者の認定

共済組合：被扶養者たる要件を具備していて、所定の提出書類を提出すれば可能です。

④扶養手当の受給

事実（内縁関係）を証明できる書類が得られれば扶養親族とすることができます。

添付書類は『認定要項P6』を参照のこと。

※内縁関係を証明する書類とは・・・成人2人の証明又は民生委員の証明

⑤税法上

婚姻届を出していないいわゆる内縁関係にあるものは配偶者にあたらないので税控除はできません。

例題2) 夫婦別姓をとっている場合の問題点はありますか？

回答) 法律上の夫婦とは、婚姻の届を提出し受理されて初めて認められるわけですから、夫婦別姓としている場合は、いわゆる内縁関係と考えます。よって、2人とも働いている場合は別として、配偶者を被扶養者とする場合、所得税法上の控除は受けられません。
((事実婚（内縁関係）で入籍していない場合と同様と考えます。))

例題3) 結婚式と入籍日がひと月以上離れている場合、特別休暇の取得は可能ですか？

回答) 特別休暇のうち「結婚休暇」は結婚の日の5日前から当該結婚後1月を経過するまでの期間内に取得のこととなっています。[職員の勤務時間規則運用第22条関係(4)準用]

休暇の期間にいう「結婚の日」とは、社会的に結婚したと認められる日であり、一般的には結婚式の日がこれにあたるものと考えられます。よって結婚式を挙げて、その日から結婚生活に入っているような場合で、たまたま婚姻届が遅れても、「結婚の日」は結婚式の日になります。

以上のことから、1ヶ月後の入籍日にあわせて取得しようとする場合、特別休暇の申請はできないこととなります。また、婚姻届を出して、事実上結婚生活に入っているような場合で、式が遅れたときは、婚姻届の日が「結婚の日」に該当することとなります。よって、1ヵ月後の結婚式後に取得しようとする場合は、特別休暇の取得はできないことになるかと考えます。

なお、婚姻届を出さない場合（予定がない場合）で式もしない場合は、結婚休暇の取得はできないこととなります。

例題 4) 配偶者が外国籍の場合、(手続き等で) 問題点がありますか?

回答) 国際結婚をする場合、結婚生活をスタートさせる国の法律に従い、婚姻届を提出します。日本の場合、通常の婚姻届の他に、相手の外国人の婚姻証明書(母国の大使館や領事館が発行)を添付します。新しい戸籍の筆頭者は日本人でなければなりません。外国人は帰化しない限り、結婚しても日本国籍を得ることはできません。
結婚についての諸手続きは、日本人同士の場合と変わりありません。

例題 5) 配偶者の連れ子を養子縁組せず結婚する場合、扶養手当の認定はできますか?
また、共済の被扶養親族の認定はできますか?

回答) 扶養手当 : 養子縁組をしない場合は、扶養手当の認定はできません。
(「認定要領」P16の逆の例)
共済 : 組合員と同居し、かつ主として組合員の収入により生計を維持されている場合には可能と考えます。

例題 6) 再婚同士で双方に扶養親族がいる場合で、そのままの扶養認定を希望したいが可能ですか?
(双方とも職員であるとした場合)

回答) ①双方とも親の場合 : 可能と考えます。
②一方が親、一方が子 : 可能と考えます。
③双方とも子 : 配偶者が養子縁組しない場合認定可能と考えます。
※「認定要領」P16(3)の逆の例として。

例題 7) いわゆる「ますお」さん状態で(配偶者の両親と同居し、養子縁組をしない場合)子どもは夫の扶養、妻の実父母は妻の扶養として、二人とも手当受給が可能ですか?

回答) 配偶者が職員である場合、職員である配偶者の扶養親族としては認定可能と考えます。
※「認定要項」P7参照

「出産」に関する特異な事例並びに回答

1 双子以上の出産で、出産日が2日にまたがった場合の特別休暇申請はどうか。

→遅い日の出産日を基準にして、産前・産後の特別休暇を申請する。

2 妊娠12週未満で流産した場合の休暇について、10日以内の期間で特別休暇が与えられるが、10日を越えるときはどうか。

→12週未満の流産が原因であれば、手術日も含め、10日以内で必要と認められる期間は特別休暇が与えられる。

医師の判断により、流産以外（流産が原因の場合も含む）の疫病で休むのであれば病休もありうるが、単に流産により体調が10日間で回復せず、その後も療養を必要とする場合は年休となる。

3 妊娠12週以上の死産、および流産の場合、夫はどのような休暇が取得できるか。

→12週以上は出産とみなされるので、妻の出産に伴う特別休暇（2日）と、子の死亡に伴う特別休暇（5日）の両方の取得が可能。

4 妊娠12週以上の死産、および流産の場合、産後休暇8週間が与えられるが、8週間以上休むときはどうか。また、8週間以内で休暇を取り消すことはできるか。

→8週間目以降、ただ単に体調が回復せず、療養を必要とする場合は年休で休む。ただし、医師の判断により流産・死産以外（流産・死産が原因の場合も含む）の疫病で休むのであれば病休もありうる。

また、産後6週間を経過した女性から請求があり、その者について医師が支障がないと認めた場合であっても、規則どおり8週間経過しなければ、勤務はできない。

「離婚」に関する特異な事例並びに回答

問1

本人（学校職員）が夫（教員）の家庭内暴力が原因で、現在本人が子供を連れて別居をしており、事実上の離婚状態で調停中であるが、離婚に夫がなかなか応じないでいる。子供は共済組合員証で夫の被扶養者になっているが、こういう場合には本人の被扶養者として認定することは可能か

回答

夫婦双方が共済組合員の場合は、給与条例上の扶養手当の受給を受けている者の被扶養者とすることとなっており、事由の場合は不可能と考えられます。

問2

事実上婚姻関係が解消されている証明で離婚を証明できるとしたら、その証明とはどのようなものか

回答

関係者の申立書（内縁関係証明の逆？）等、事実関係を証明する第三者の書面

「特約退職」に関する特異な事例並びに回答

例題1 特約退職申請時の事由とその後の状況が変わった場合（育児→介護）、どのような届出が必要か？

回答 例えば育児が目的で退職したが、その後介護が中心になった場合や、特約退職中の結婚出産など様々な状況の変化が考えられるが、そのような場合でも、退職中であり宮城県に在職している訳ではないので、特別な届出は必要ない。

例題2 特約退職中に他の会社等に就職したりアルバイトなどをする事は出来るか？

回答 特約退職とは、諸事情により勤務を続けることが出来ない教員の便宜を図るための制度であるから、その趣旨を考えると原則としては出来ない。

ただし、特約退職はしたが、将来にわたり再採用を希望しない場合に限っては、就職することが出来る。しかし、その後変心して再採用を希望することになっても、一旦他に就職した場合には、採用されない事もあり得る。

※再採用時において下記に該当するものは採用されない

- ・学校教育法第9条に該当する者。
- ・退職後、法令の規定に故意に違反し、又は教員たるにふさわしくない非行があつてその情状が重いと認められる者。
- ・退職後、地方公務員法第52条第1項に規定する職員団体の業務に役員として従事した者。
- ・健康診断の結果、不適格と認定された者。

「介護休暇」に関する特異な事例並びに回答

例題 1

夫婦とも学校の教員である共働きの場合。5歳の長男が交通事故で右足複雑骨折し8月1日に入院しました。診断書は全治2ヶ月です。母親から介護休暇の申請があり8月10日から9月30日までの日単位の介護休暇が承認されました。

その後順調に回復し、9月25日に退院しましたが、リハビリのため週2回の通院が2ヶ月必要となります。自宅から病院までは自動車で1時間の距離で、母親は運転免許がありません。父親が代わって、時間単位の介護休暇を取得できるでしょうか？

また、できるとすれば最長で、いつまで取得することが可能でしょうか？

例題 2

職員が9月1日から父親の入院のため介護休暇を取得しました。その後、10月1日に一旦回復したため職務に復帰しました。10月15日に父親の病気が再発したため11月1日から再度介護休暇を取得する場合、最長いつまで取得できるでしょうか？

例題 3

同居の父親が、脳血管疾患のため2ヶ月の診断で入院（病院は基準看護）しました。母親は専業主婦ですが、介護休暇は認められるでしょうか？

また、その1ヶ月後に母親も介護の疲れで倒れ、寝込むようになりました。両親とも要介護者となった場合の取扱いはどうなるでしょうか？

例題 4

9月3日から3月の期間介護休暇を申請し、承認されていたが、職員以外の者が介護をすることが可能になったため、9月27日に職場に復帰した。その後、介護者の事情により10月13日より再度介護する必要が生じたが、再度介護休暇を取得することは可能でしょうか？可能であればいつまで取得できるでしょうか？

例題1 回答

病院への送り迎えであっても、要介護者が一人では通院不可能な場合は取得可能と
思われます。3月の起算日は9月26日となるので、父親の時間単位の介護休暇は最
長12月25日まで取得可能となります。

長男 8/1 ——— 入院 ——— 9/25・9/26 ——— 通院(リハビリ) ——— 11/24

母親 8/10 — 介護休暇(日) — 9/25 (9/26~9/30は取り消し)

父親 9/26 ——— 介護休暇(時間) ——— 11/24

例題2 回答

回復状態がごく短期間であり、医師の診断書による証明が得られないような状態
ある場合には、常識的にみて継続している状態と判断されると思われます。よって起
算日は最初の9月1日であり、最長11月30日までとなります。

なお、回復した状態が一人で日常生活を営める状態で、他者の介護を必要としてい
ない場合には継続する状態が切れたものとして判断します。したがって、医師の証明
が得られれば再び3月取得可能です。

例題3 回答

「病院の基準看護」及び「専業主婦の存在」は、母親が高齢等であり、職員の介護
が必要であるという実態があれば取得の障害にはなりません。したがって、父親につ
いての2月の休暇取得後に母親についての介護の必要が認められれば、新たに3月の
介護休暇を取得することも制度上は可能(父親の介護休暇終了後の期間について、母
親の介護休暇の申請を新規に行った場合)です。

父親	入院 2 月	
母親	自宅療	養及び入院 4 月
職員	介護休暇・父親分(2月)	介護休暇・母親分(3月)
	計 5 月	

例題4 回答

職員以外に介護を受けていた要介護者を職員自身が介護しなければならなくなった
場合、要介護者の要介護状態が継続し、かつ、当初職員が介護休暇を開始した時点か
ら3ヶ月以内であれば、再度介護休暇を取得することができます。「介護を必要とす
る一の継続する状態」の判断は、あくまでも要介護者の状態について行うもので、介
護する側の状態は考慮すべきではありません。ですからこの場合、最長で12月2日
まで取得できます。

参考文献並びに資料

- ①「事務マニュアル」(平成版) 仙台教育事務所管内事務職員会
- ②「必携 教育関係法規」(平成十二年版) 宮城県教育庁総務課編
- ③「宮城県公立小中学校事務提要」 宮城県公立小中学校事務職員研究会
- ④「福利厚生事務の手引」(平成十年版) 宮城県教育庁福利課, 他
- ⑤「諸手当認定要領」 宮城県教育庁教職員課
- ⑥「改訂 事例研修質疑応答集」(平成10年3月)並びに同追録
宮城県公立高等学校事務職員協会
- ⑦「Q&A地方公務員の勤務時間・休日・休暇」 地方公務員勤務時間制度研究会編集
- ⑧その他

「事務マニュアル2000」別冊

「特異な事例集」

－ 例題並びに回答 －

発行 平成12年11月20日

会長 大堀 康博 (名取市立みどり台中学校)
研修部長 佐藤 義郎 (大和町立吉岡中学校)
研修副部長 遊佐 健一 (富谷町立富谷小学校)

【研究同人】

仙台教育事務所管内事務職員会研修部
佐伯 英樹 (岩沼市立玉浦中学校)
桜庭 茂男 (亶理町立吉田中学校)
伊藤 博和 (山元町立山下第二小学校)
猪股 知美 (名取市立不二が丘小学校)
橋本 拓匠 (塩竈市立月見ヶ丘小学校)
設楽美智子 (多賀城市立天真小学校)
高砂 和善 (松島町立松島第三小学校)
高橋 伸昭 (七ヶ浜町立向洋中学校)
小山 健二 (大衡村立大衡中学校)
佐藤 由香 (富谷町立富谷中学校)

